

第2回多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会 要点録

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和5年11月29日（水）午後7時30分～午後9時 |
| 場 所 | 多摩市立健康センター2階 会議室2 |
| 出席者 | 平田 創一郎委員長、辻野 正久副委員長、田村 豊委員、秋間 善弘委員、近藤 直恵委員、権藤 義彦委員、安江 みゆき委員、小林 俊裕委員、林 久美子委員、有山 正和委員、石坂 多恵子委員 事務局 本多保健医療政策担当部長、金森健康推進課長、西本健康推進担当主査、増田、川俣、宿岩 |
| 欠席者 | 岡 芳弘委員 |
| 傍聴者 | 2名 |
| 次 第 | 1 条例の方向性及び骨子案についての協議 2 次回について |
| 会議結果 | <p>確認した事項等</p> <p>1 条例の方向性及び骨子案について事務局から報告の後、内容について議論を行った。骨子の内容について肯定的な意見があった一方で、市民にとって易しくないのでは、この条例を背景に何をしていくのかを議論すべきでは等の意見があり、次回の要旨案ではこれらの点がもう少し伝わるような内容を検討していく。</p> <p>2 次回は令和6年1月22日(月)</p> <p>主な内容・意見</p> <p>●条例の方向性及び骨子案についての協議・・・資料1・資料2</p> <p><条例とする意義></p> <p>委員：条例を変えなければいけない場合に、フレキシブルに変えられるのか。</p> <p>事務局：条例を変えるためには、議会の審議を経る必要がある。また、条例文にする際には、わかりやすい一般的な言葉が多くなる。</p> <p>委員長：8020運動は国と地方公共団体のキャンペーンであり、その背景に法律がなかった。同じく健康に関するキャンペーンである健康日本21は根拠法として健康増進法ができたが、8020運動は歯科口腔保健推進法の制定でようやく背景の法律ができた。地方公共団体としては条例で進めるのが多摩市の意思である。</p> <p><条例の構成、前文、「1 目的」、「2 基本理念」></p> <p>委員：一般論として違和感はない。理念法を作る意義だが、法律の場合には、担当部署ができるため、担当者が変わると方向性が変わることがなくなる。政策的に法的根拠をもって進められる。多摩市の場合にも同様と考える。具体的にこの条例の後押しを受けて何をしたいのかをはっきりさせないといけない。具体的には歯科健診、むし歯の予防はもちろんのこと歯周病、歯を失わないこと、歯科口腔保健に係る取組の推進、市民の自主的な活動の後押しなどか。このあたりがコンセンサスとしてはっきりしていくと議論が進むのでは。</p> <p>委員長：条例を制定すると簡単に改正はできない。細かい部分は条例に従って具体的なものを組み上げて施策を進めていくことになる。</p> |

<「3 市民の役割」～「7 市の責務」>

委員：かかりつけ歯科医は非常に大切であると考えている。乳幼児期からかかりつけ歯科医を持つことが大事と考えている。乳幼児健診などでアナウンスいただければ。

委員：市民自らこういった取組をすべきと考えており、「自主的な」という表現が良くあてはまっていると考える。よくできた文言である。

委員長：定期的にプロフェッショナルケアを受けている方が、プロフェッショナルケアを受けているから大丈夫だからとセルフケアを怠ってしまうと、検診の間隔を短くする必要が出てくるなど、イタチごっこになってしまうため、自身での自主的な取組をしていただいた上に成立しているという点が非常に大切である。

委員：市民の役割にもかかわるが、リテラシーを本人が主体的にどうたっているところや、市や歯科医師が責務としているところが良い。関係機関は切れ目のない、誰一人取り残さないという部分で大切であり、それが条例に書かれていることは良い。

委員：関係者との連携の部分で、一人ひとりはぐれてしまいそうな高齢者の方を、条例を根拠に間つなぎができて支えられれば良いと考える。

委員：歯と口腔の健康づくりというのは、歯科だけでなく保健、医療、福祉、教育など多方面の分野に関係する。歯科医師が守れるのは委員に通院していただく方だけなので、お葉書だけで来院いただけるものでもなく、どこかにつながっていて、風通しが良くなると良い。条例を根拠に連携できれば。市民の役割について、自主的にとあったが、自分の健康を自分で守るのはもちろんだが、歯科健診や歯科保健指導を定期的にできるような、かかりつけ歯科医を利用することが大切であると考えている。

委員：自主的という部分が多摩市らしさなのかなと感じた。職員に歯科にかかっているかを聞いてみたところ、かかっている人のほうが多かった。なぜかをきくと、毎回怒られてしまう、歯科医院に行くことが楽しくないなどの回答であった。どこかに楽しさだったり心地よさだったりを見いだせるとよいのでは。それが条例の中から感じられると良いのでは。

委員長：まさに現場の声である。歯科医院に行くとハッピーになるということでない、意味がない。そういった形で条文をしつらえていければ。

委員：学校においては、校医との連携をしているところ。また、ブラッシング指導など実施しているので、養護教諭との連携、保健だよりでの周知が大切であるが、条例によりその役割の大切さが認識できるのでは。

委員：保育園では定期的に歯科健診があるが精密な検査でないということは前回もお話ししたところ。かかりつけ歯科医での定期健診につなげることが大切。最も連携しているのは健康センターの乳幼児健診である。関係者との連携は非常に大切であると考えている。そういった文言が入っているのでありがたい。

委員：市民の役割について、自主的にやるのは良いが、いま問題になっているのは自主的にできない人、かかりつけ歯科医に行かない人である。これらの人はどうなるのか。繰り返し同じことが書いてあるのでは。「連携」に関する文言や「市と協力しながら」などの文言があっても良いのでは。アンケートは意識が高い人が回答していると考えている。積極性のない人にも伝わるものにしていただきたい。学校では法律に基づいて歯科検診など実施しているが、その先のサポートが大切であるし、条例とはこういうものなのかもしれないが、きつい言い方だなと感じる。

委員長：理念法になるとおっしゃるような問題が必ずでてくる。健康増進法においても、健康であることが義務なのかということが議論となった。法は本来、制約するものなのでどうしても表現がきつくなるのかもしれない。いまお話いただいたことは市の責務となってくる

が、法律の制約もあり、そこを具体的に書き過ぎることができない。法律の制約を受けながら、考えていくことになる。

委員：条例ありきではなく、歯科口腔衛生関係で何をやりたいかが大切。そこをはっきりしないと何を議論しているのかという話になる。歯科健診の普及にはなにが必要か、その必要性を理解していただくためにそれぞれのところでの啓蒙が必要である。在宅歯科診療の部分はもっとしっかりやっていかなければならない。せつかく市単位で取り組むのだから、何か学術的にもしっかり成果を出していく必要があるのでは。具体的には医科では特定健診の結果をもとに何が必要かを学術的になにができるかに取り組んでいる。例えば歯周病が全身に関係するなどは有名な話である。この条例があるからこんなことができるということを考えては。また、市民の権利や立場を擁護する形での書きぶりでないといけないのでは。そういう視点に照らしてこの条文が必要であるという議論をしなければならない。この条例を本当に作る必要があるのか。作ってよかったというものを作らなければ。この条例をどう役立たせるかという戦略的な議論があるべき。

委員長：大変厳しいお話をいただいた。条例としての条文の構成としてはこの形になっていくと考えている。例えば歯科健診を市の条例で義務付けできるかという点と困難である。普及させるための足場として大切であり、市と歯科医師に責務を課すということに意味がある。市民がこういうふうに見えるように具体的な施策がないと始まらないというのはそのとおり。これでスタートラインに立ったと考えている。このご意見をしっかり受け止めて考えていく必要がある。

委員：道しるべがあったほうが良いし、やることがあって条文を考えていくべき。

委員長：5については事業者の意見をいただいているし、必要と考えている。誰一人取り残さずというところを歯科医師の責務でみてとれるようにと考えているがいかかがか。

委員：このあと施策がでてくるので、この歯科医師等の責務が大切になってくると考える。条例をしてなにをしたいのかという点は、市民の健康を増進させようということであると考えている。統計をみても健診を受診しない方が一番重症化してしまう。全身に健康被害がでてしまう。そのことを知っていたら受診したのかもかもしれない。そうすると市民への情報提供が大切になってくる。

<「8 基本的施策」>

委員長：さきほどのご意見を踏まえて、セルフケアがでてこないことに気が付いた。市民がセルフケアをすることをサポートする部分を(1)の「歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発等の施策」からはっきりさせても良いのではと考えている。

委員：訪問歯科についてだが、訪問医療については、点数がつくだけでは実現できず、行政が場所を提供するなど関係者の連携が必要。そういったことを歯科の世界でそれができるようにしてほしい。どうせ作るのであれば、あるべき未来の歯科診療をきちんと見据えて規定してほしい。

委員長：ご意見は大変よくわかるが、ヘルス（保健）の条例であるので、医療をどこまで書き込めるかは事務局に持ち帰っていただきたい。

事務局：市の施策としては公衆衛生や予防が中心となる。連携の部分は非常に大切であるとは承知している。

委員長：医療につながるような連携体制を作るための何かという形になると承知している。

委員：さきほど歯科医院に来てくれなければ助けられないという話があったが、つながることが大切だと思う。まずは歯科につながる事が大切で、市民がなんとか歯科つながることによって救われるということのをうまく入れ込めれば良いのでは。

委員長：(2)の「かかりつけ歯科医による定期的なプロフェッショナルケアを受けるための普及啓発、定期的な歯科健診受診の促進等の施策」がまさにそれだと思うが、良い文言があれば是非後日教えていただきたい。

<委任>

委員長：条例本文に書けないことはここで委任していくことになる。厳しいご意見をいただいたが、基本的な骨格はみえてきたのではと思う。委員のみなさんで良いキーワードなどあれば是非事務局におよせいただきたい。

委員：前回の資料の参考資料2-2で歯科医会から条例に関する要望をださせていただいている。よろしければご参照いただきたい。

委員長：この要望にある「健康格差の縮小」という用語も生かしたほうが良いと感じた。

委員：要望には支援するという言葉があったりする。市民一人ではできないと考える。何が多摩市の課題でなぜ条例かをはっきりさせるべきでは。

委員長：何が課題かは、実は多摩市に限らず全国的にも明らかである。歯科保健の健診が法定で抜けている部分が相当にある、本当に受診してほしい人が健診にいかない、健診からかかりつけ歯科医につながらないなど。しかし、それを埋めるような国の法律ができない。歯科口腔保健法ではその穴埋めができていないというのが現実である。多摩市としてもその穴を埋めるための施策を実現するための背骨としてこの条例を位置付けていくと認識している。それがわかるように書けるかは難しい。

委員：その部分を見せてもらわないと何をやりたいのかわからない。

委員長：この委員会自体は市の具体的な施策そのものを決定する会議体ではない。引き続き条例に基づいてそういった会議体が設けられるのか、まだ決まっていないが、条例が成立しないと市としてそこまで動けない。

委員：条例の文案がでてくれば、もう少しわかるのでは。法令は言葉の使い方でニュアンスが変わってくる。方向性だけ決めても出来上がったものが全然違うということがあり得る。

事務局：この条例を背景として多摩市がなにをするのかという意見もあったので、それを踏まえて目的をブラッシュアップできれば。また、条例が市民に易しくないのご意見もあったので、その点ももっと伝わるようにお示しできれば。前文において条例に込める想いを書き込みたい。

●次回について

事務局：次回検討委員会は、令和6年1月22日(月)に開催